

部内各所属長 殿

土 木 部 長

「富山県土木部 土木工事共通仕様書」等の改定について

このことについて、下記のとおり改定したので通知します。

記

1. 令和 3 年 10 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。

2. 改定内容

(1) 富山県土木部土木工事共通仕様書 本編

- ・ 第 1 編共通編、第 2 編材料編、第 3 編土木工事共通編、第 5 編河川編、第 6 編河川海岸編、  
第 7 編砂防編、第 8 編ダム編、第 9 編道路編、第 11 編公園緑地編、第 12 編港湾編

(2) 条項関連資料

- 1) 富山県土木工事施工管理基準
  - ・ 出来形管理基準
  - ・ 品質管理基準
- 2) 富山県土木工事写真撮影要領
  - ・ 本文、撮影箇所一覧表（出来形管理）
- 3) 土木工事安全施工技術指針（令和 3 年 3 月）
- 4) 土木部所管建設工事施行に関する事務取扱要領
- 5) 土木部建設工事監督要領（令和 3 年 10 月）
- 6) 工事検査連絡会議設置要領（令和 3 年 1 月）
- 7) その他

3. 閲覧方法

富山県土木部建設技術企画課ホームページから閲覧できます。

建設技術企画課 HP→設計・積算・共通仕様書・様式・基準類→共通仕様書  
→「関連リンク」内の「土木工事共通仕様書」  
<http://www.pref.toyama.jp/sections/1510/gi/doboku-siyou/shiyousyok.html>

（事務担当：建設技術企画課技術指導係）

## 1 土木工事共通仕様書の改定概要

## (1) 国土交通省の改定に伴い安全研修・訓練等の記載を追記するもの

現行	改定
<p>1-1-1-29 工事中の安全確保</p> <p>受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p>	<p>1-1-1-29 工事中の安全確保</p> <p>受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。<u>なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。</u></p>

## (2) 国土交通省の改定に伴い建設業退職金制度の記載事項について変更するもの

現行	改定
<p>1-1-1-45 保険の付保及び事故の補償</p> <p>5. 掛金収納書の提出</p> <p>受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。</p>	<p>1-1-1-45 保険の付保及び事故の補償</p> <p>5. <u>建設業退職金共済制度の履行</u></p> <p>受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（<u>電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内</u>）に、発注者に提出しなければならない。</p> <p><u>また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。</u></p>

## (3) JIS規格など準拠する基準類の改定に伴い各種基準類等との整合を図るもの

## (4) 国土交通省の改定に対し、県版の改定を見送ったもの

国交省条文	県条文
<p>1-1-1-2 用語の定義</p> <p>37. 段階確認</p> <p>段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。</p>	なし
<p>(理由)</p> <p>富山県土木部建設工事監督要領に記載されているため</p>	

国交省条文	県条文
<p>1-1-1-14 工事の一時中止 基本計画書の作成</p> <p><b>R02年度</b> 受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、<u>承諾を得るものとする。</u>また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p>↓</p> <p><b>R03年度</b> 受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、<u>協議するものとする。</u>また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p>	<p>1-1-1-14 工事の一時中止 基本計画書の作成</p> <p>受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、<u>承諾を得るものとする。</u>また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p>
<p>(理由) 北陸整備局 HP 掲載の工事一時中止に係るガイドラインには承諾を得るものとしているため、変更しない。</p>	

## 2 土木施工管理基準等の改定概要

### (1) 出来形管理基準及び規格値

- ・ 既存の出来形管理要領の再編に伴うもの。
- ・ 準拠する要領の改訂等に対応するもの

### (2) 品質管理基準及び規格値

- ・ 準拠する要領の改訂等に対応するもの

### (3) 土木工事写真撮影要領

- ・ 既存の出来形管理要領の再編に伴うもの。

## R03.10 土木工事共通仕様書等の改定一覧表

参考資料

編	共通仕様書	改定の有無	理由
1	共通編	有	国土交通省の改定に伴う改定
2	材料編	有	〃
3	土木工事共通編	有	〃
5	河川編	有	〃
6	河川海岸編	有	〃
7	砂防編	有	〃
8	ダム編	有	〃
9	道路編	有	〃
10	下水道編	無	-
11	公園緑地編	有	国土交通省の改定に伴う改定
12	港湾編	有	〃

番号	条項関連資料	改定の有無	理由
1	富山県土木工事施工管理基準	有	国土交通省の改定に伴う改定
	出来形管理基準(港湾除く)	有	〃
	港湾工事出来形管理基準	無	-
	品質管理基準(港湾除く)	有	国土交通省の改定に伴う改定
	港湾工事品質管理基準	無	-
	塗膜厚施工管理基準	無	-
2	富山県土木工事写真撮影要領	有	国土交通省の改定に伴う改定
3	土木工事安全施工技術指針(令和3年3月)	有	〃
4	建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月)	無	-
5	建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月)	無	-
6	建設工事の安全対策	無	-
7	建設工事に伴う騒音振動対策指針(昭和62年4月)	無	-
8	薬液注入による建設工事の「施工に関する暫定指針	無	-
9	アルカリ骨材反応抑制対策について	無	-
10	工事用標識等設置要領(案)(平成3年1月)	無	-
11	「港湾工事等潜水作業従事者配置要領(平成29年3月)」及び「港湾工事等海上起重作業船団長配置要領(平成25年3月)」	無	-
12	冬期施工技術仕様(平成23年9月)	無	-
13	土木部所管建設工事施行に関する事務取扱要領	有	押印廃止に伴う改定
14	富山県建設工事標準請負契約約款	無	-
15	土木部建設工事監督要領(令和3年10月) ※別途通知予定	有	国土交通省の改定に伴う改定
16	富山県建設工事検査監察要領(平成31年1月)	有	押印廃止等に伴う改定
17	富山県請負工事成績評定要領(令和2年4月)	無	-
18	その他	有	押印廃止に伴う改定

グレー網掛: 改定対象外